

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済掛金の事業主負担分掛金と善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法(定額法)
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
公益事業における拠点区分別内訳表は、当法人では公益事業は1拠点しか実施していないため作成していない。
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)は当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点
 - ① 本部サービス区分
 - イ わにつか荘拠点(社会福祉事業)
 - ① 特別養護老人ホームサービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 通所介護サービス区分
 - ④ 居宅介護支援サービス区分
 - ⑤ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - ⑥ 介護職員初任者研修事業サービス区分
 - ウ 愛生園拠点(社会福祉事業)
 - ① 施設入所支援サービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 生活介護サービス区分
 - ④ 通所型生活介護サービス区分
 - ⑤ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - エ 仁の里拠点(社会福祉事業)
 - ① 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - オ 東米良拠点(社会福祉事業)
 - ① 通所介護サービス区分
 - ② ボランティアセンターサービス区分
 - カ 宮崎リハビリテーションセンター拠点(社会福祉事業)
 - ① 施設入所支援サービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 生活介護サービス区分
 - ④ 自立訓練(機能訓練)サービス区分
 - ⑤ 相談支援サービス区分
 - ⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - ⑦ ニツ山生活介護サービス区分
 - ⑧ 居宅介護サービス区分

- ⑨ 障がい者専用シェアハウス事業サービス区分
- ⑩ 障がい者専用アパート事業サービス区分
- ⑪ 訪問介護事業サービス区分
- キ 福祉従事者養成研修拠点区分（公益事業）
 - ① 障害福祉サービス従事者養成研修事業区分
- ク 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業拠点区分（公益事業）
 - ① シェアハウス二ツ山サービス区分
 - ② 二ツ山ハイツサービス区分
 - ③ SH夢ハウスサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	105,104,986	10,115,834	6,115,834	109,104,986
建物	1,321,899,231	369,157,100	279,460,694	1,411,595,637
合計	1,427,004,217	379,272,934	285,576,528	1,520,700,623

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

8. 担保に供している資産

- ・該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	3,008,340,429	1,596,744,792	1,411,595,637
小計	3,008,340,429	1,596,744,792	1,411,595,637
その他の固定資産			
建物	14,338,659	11,013,331	3,325,328
構築物	13,611,572	5,990,797	7,620,775
機械及び装置	18,437,375	11,013,258	7,424,117
車輛運搬具	37,042,418	35,190,719	1,851,699
器具及び備品	414,595,433	282,660,356	131,935,077
小計	498,025,457	345,868,461	152,156,996
合計	3,506,365,886	1,942,613,253	1,563,752,633

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	238,361,752	0	238,361,752
未収金	188,588	0	188,588
未収補助金	16,262,105	0	16,262,105
長期貸付金	9,180,000	0	9,180,000
合計	263,992,445	0	263,992,445

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

- ・該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

- ・該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

仁の里拠点から愛生園拠点へ建築資金借入金22,781,405円を移管した。

当該移管は法人内部の移動であり、借入金明細書の当期借入額及び当期償還額には含めていない。

そのため、借入金明細書の「期首残高+当期借入額-当期償還額=差引期末残高」が拠点区分ごとで一致していない。

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。□
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- （1）本部事務局拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- （2）拠点区分事業活動明細書(別紙3（Ⅸ））は省略している。
ア 本部事務局サービス区分
- （3）拠点区分資金収支明細書(別紙3（Ⅹ））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	1,500,160	1,350,144	150,016
器具及び備品	3,535,755	2,055,145	1,480,610
小計	5,035,915	3,405,289	1,630,626
合計	5,035,915	3,405,289	1,630,626

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（わにつか荘拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

☐

・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。☐

・無形固定資産

定額法を採用している。

☐

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する
宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の
退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。☐・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。☐

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

☐

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間
社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) わにつか荘拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㊸))

ア 特別養護老人ホームサービス区分

イ 短期入所サービス区分

ウ 通所介護サービス区分

エ 居宅介護支援サービス区分

オ 生計困難者相談支援事業サービス区分

カ 介護職員初任者研修事業サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㊹)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	331,927,075	0	20,131,613	311,795,462
合計	331,927,075	0	20,131,613	311,795,462

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	836,679,039	524,883,577	311,795,462
小計	836,679,039	524,883,577	311,795,462
その他の固定資産			

建物	2,739,789	2,401,175	338,614
構築物	1,123,000	227,041	895,959
車輛運搬具	5,552,720	5,433,904	118,816
器具及び備品	126,091,108	89,517,236	36,573,872
小計	135,506,617	97,579,356	37,927,261
合計	972,185,656	622,462,933	349,722,723

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	59,908,008	0	59,908,008
未収補助金	7,374,322	0	7,374,322
合計	67,282,330	0	67,282,330

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（愛生園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）愛生園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分事業活動明細書(別紙3（⑪））

- ア 施設入所支援サービス区分
- イ 短期入所サービス区分
- ウ 生活介護サービス区分
- エ 通所型生活介護サービス区分
- オ 生計困難者相談支援事業サービス区分

（3）拠点区分資金収支明細書(別紙3（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	54,229,918	6,115,834	0	60,345,752
建物	302,292,546	37,395,878	28,423,048	311,265,376
合計	356,522,464	43,511,712	28,423,048	371,611,128

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	678,328,635	367,063,259	311,265,376
小計	678,328,635	367,063,259	311,265,376
その他の固定資産			
建物	1,529,870	1,113,895	415,975
構築物	220,000	42,166	177,834
車輛運搬具	5,890,546	5,326,335	564,211
器具及び備品	108,650,544	61,291,045	47,359,499
小計	116,290,960	67,773,441	48,517,519
合計	794,619,595	434,836,700	359,782,895

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	66,564,481	0	66,564,481
未収補助金	3,083,439	0	3,083,439
合計	69,647,920	0	69,647,920

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

仁の里拠点から愛生園拠点へ建築資金借入金22,781,405円を移管した。

当該移管は法人内部の移動であり、借入金明細書の当期借入額及び当期償還額には含めていない。

そのため、借入金明細書の「期首残高+当期借入額-当期償還額=差引期末残高」が拠点区分ごとで一致していない。

計算書類に対する注記（仁の里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）仁の里拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（２）拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））

- ア 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
- イ 短期入所生活介護サービス区分

（３）拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,532,290	0	6,115,834	25,416,456
建物	203,831,339	0	49,942,236	153,889,103
合計	235,363,629	0	56,058,070	179,305,559

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	331,242,887	177,353,784	153,889,103
小計	331,242,887	177,353,784	153,889,103
その他の固定資産			
車輛運搬具	5,170,385	4,961,818	208,567
器具及び備品	64,228,227	41,639,797	22,588,430
小計	69,398,612	46,601,615	22,796,997
合計	400,641,499	223,955,399	176,686,100

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,868,091	0	19,868,091
未収補助金	1,355,614	0	1,355,614
合計	21,223,705	0	21,223,705

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
仁の里拠点から愛生園拠点へ建築資金借入金 22,781,405円を移管した。
当該移管は法人内部の移動であり、借入金明細書の当期借入額及び当期償還額には含めていない。
そのため、借入金明細書の「期首残高＋当期借入額－当期償還額＝差引期末残高」が拠点区分ごとで一致していない。

計算書類に対する注記（東米良拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㉑))

- ア 地域密着型通所介護サービス区分
- イ ボランティアセンターサービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㉒)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,000,000	0	0	3,000,000
建物	46,691,377	0	4,306,512	42,384,865
合計	49,691,377	0	4,306,512	45,384,865

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	74,401,300	32,016,435	42,384,865
小計	74,401,300	32,016,435	42,384,865
その他の固定資産			
建物	390,500	130,815	259,685
構築物	180,400	150,630	29,770
器具及び備品	12,636,050	11,676,646	959,404
小計	13,206,950	11,958,091	1,248,859
合計	87,608,250	43,974,526	43,633,724

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,430,563	0	1,430,563
未収補助金	108,565	0	108,565
合計	1,539,128	0	1,539,128

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
・該当なし

計算書類に対する注記（宮崎リハビリテーションセンター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 宮崎リハビリテーションセンター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㊸))
 - ア 施設入所支援サービス区分
 - イ 短期入所サービス区分
 - ウ 生活介護サービス区分
 - エ 自立訓練(機能訓練)サービス区分
 - オ 相談支援サービス区分
 - カ ニツ山生活介護サービス区分
 - キ 居宅介護サービス区分
 - ク 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - ケ 訪問介護事業サービス区分

- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㊹)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,342,778	0	0	16,342,778
建物	437,156,894	0	163,528,642	273,628,252
合計	453,499,672	0	163,528,642	289,971,030

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	730,431,568	456,803,316	273,628,252
小計	730,431,568	456,803,316	273,628,252
その他の固定資産			
建物	9,678,500	7,367,446	2,311,054
構築物	12,088,172	5,570,960	6,517,212
機械及び装置	18,437,375	11,013,258	7,424,117
車輛運搬具	18,928,607	18,118,518	810,089
器具及び備品	98,219,819	75,575,333	22,644,486
小計	157,352,473	117,645,515	39,706,958
合計	887,784,041	574,448,831	313,335,210

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	86,100,609	0	86,100,609
未収金	62,724	0	62,724
未収補助金	4,340,165	0	4,340,165
合計	90,503,498	0	90,503,498

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（福祉従事者養成研修事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）福祉従事者養成研修事業拠点計算書類(会計基準省令第１号第４様式、第２号第４様式、第３号第４様式)

（２）拠点区分事業活動明細書(別紙３（㉑））は省略している。
ア 障害福祉サービス従事者養成研修サービス区分

（３）拠点区分資金収支明細書(別紙３（㉒））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,490,000	0	4,490,000
合計	4,490,000	0	4,490,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	4,000,000	0	4,000,000
建物	0	331,761,222	13,128,643	318,632,579
合計	0	335,761,222	13,128,643	322,632,579

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	357,257,000	38,624,421	318,632,579
小計	357,257,000	38,624,421	318,632,579
その他の固定資産			
器具及び備品	1,233,930	905,154	328,776
小計	1,233,930	905,154	328,776
合計	358,490,930	39,529,575	318,961,355

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	125,864	0	125,864
長期貸付金	9,180,000	0	9,180,000
合計	9,305,864	0	9,305,864

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし